

2023年2月16日

吸收分割にかかる事前開示書類

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項)

大阪市北区角田町8番7号
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表取締役 荒木直也



エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「当社」という）は、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸收分割会社、千里中央公園パークマネジメント株式会社（以下「千里PM」という）を吸收分割承継会社とする吸收分割（以下「本件分割」という）をいたします。

本件分割に関する会社法第782条1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項は、次のとおりです。

記

1. 吸收分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 分割の対価の相当性に関する事項

本件分割に際して、承継する事業の資産および負債を勘査し、両社で協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 吸收分割会社の新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸收分割承継会社についての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

確定した最終事業年度はありません。

(2) 成立の日における貸借対照表

別紙2のとおりです。

(3) 成立の日の後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(4) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状

況に重大な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 吸収分割会社についての事項

- (1) 最終事業年度の末日の後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容
該当する事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項について

(1) 当社

当社において、債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、効力発生日以後においても、資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、当社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております

(2) 千里 PM

千里 PMの資産及び負債について、本件分割の効力発生日以降における千里 PMの債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、千里 PMの資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、本件分割により千里 PMが承継する債務について、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

7. 事前開示日以降の上記各事項の変更

本事前開示開始以降、上記各事項に変更がございましたら、直ちに開示いたします。

以上

吸收分割契約書

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「甲」という）と千里中央公園パークマネジメント株式会社（以下「乙」という）とは、甲の事業に関して甲が有する権利義務を乙が承継する吸收分割（以下「本件分割」という）に関し、次のとおり契約する。

第 1 条（目的）

甲は、甲の事業のうち、甲の経営企画室オープンイノベーション推進部に属するパークマネジメント事業（以下「承継対象事業」という）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本件分割を行う吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸收分割会社

商号 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
住所 大阪市北区角田町8番7号

(2) 吸收分割承継会社

商号 千里中央公園パークマネジメント株式会社
住所 大阪市北区角田町8番7号

第 3 条（乙の資本金及び準備金の額）

本件分割によって乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第 4 条（分割により承継する権利義務）

1. 甲は、2022年12月31日現在のカーブアウトB/Sその他同日現在の計算を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」に、次条に定める効力発生日（以下「効力発生日」という）の前日までの増減を加除した資産、負債及び契約その他の権利義務を、効力発生日において乙に引き継ぐ。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第 5 条（分割対価の交付）

1. 本件分割に際し、乙が甲に対して交付する対価（以下「分割対価」という。）は、金銭とし、前条第1項で確定したカーブアウトB/Sの資産合計から負債合計を差し引いた額を支払う。
2. 乙は甲に対し、分割対価の暫定金額として5,000,000円（以下、「分割暫定対価」という。）を、分割期日に、甲の指定する口座に振り込むことで支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。
3. 分割対価が分割暫定対価を上回った場合は、乙は甲に対し、2023年5月31日までに、甲の指定する口座に当該差額分を支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
4. 分割対価が分割暫定対価を下回った場合は、甲は乙に対し、2023年5月31日までに、乙の指定する口座に当該差額分を支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第 6 条（効力発生日）

効力発生日は、2023年4月1日とする。但し、分割手続の進行上の必要性その他の事由により、甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

第 7 条（本件分割の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件分割を行うものとする。

第 8 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理運営を行い、当該財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に甲・乙間にて協議するものとする。

第 9 条（競業禁止義務）

甲は、承継対象事業及びこれに類似する事業にかかる競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日前までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲・乙協議のうえ、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項に疑義を生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

以上、本契約締結を証するため本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有する。

2023年2月6日

(甲) 大阪市北区角田町8番7号
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表取締役 荒木直也 ㊞

(乙) 大阪市北区角田町8番7号
千里中央公園パークマネジメント株式会社
代表取締役 杉本良平 ㊞

承継権利義務明細表

効力発生日において、乙が本件分割により甲から承継する権利義務については、法令上もしくは契約上承継できないものを除き、以下に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、2022年12月31日現在のカーブアウトB/Sを基礎とし、これに本件分割の効力発生日の前日までの増減を加味したうえで確定する。

1. 資産及び負債

承継対象事業にかかる資産・負債及びこれに付随する一切の権利義務。

2. 雇用契約

承継対象事業に従事する者は、甲との間に雇用契約がないため、雇用契約は承継しない。

3. 雇用契約以外の契約上の地位等

効力発生日における承継対象事業に関わる一切の契約（但し、以下を除く）における契約上の地位及びそれらの契約に付随する権利義務。

- ・豊中市との間の千里中央公園再整備にかかる活性化事業基本協定書
- ・株式会社ローソン及び西日本電信電話株式会社との間の千里中央公園活性化事業にかかる基本協定書
- ・株式会社 studio一Lとの間の業務委託契約書
- ・株式会社NTT西日本アセット・プランニングとの間の定期建物賃貸借契約書

4. 許認可等

効力発生日において、法令上承継可能な承継対象事業に属する一切の免許、許可、認可、承認、登録、届出等（但し、以下を除く）。

- ・豊中市による千里中央公園の公園施設（自動車駐車場）管理許可
- ・豊中市による千里中央公園の公園施設（収益施設）設置許可
- ・豊中市による千里中央公園の公園施設（収益施設）管理許可

以上

(別紙2)

承継対象事業に関するカーブアウト貸借対照表

2022年12月31日時点

1. 資産

(単位：円)

資産の部	
流動資産	
現金	8,455,001
資産合計	8,455,001

2. 負債

(単位：円)

負債の部	
流動負債	
前受金	3,455,001
負債合計	3,455,001

千里中央公園パークマネジメント株式会社

設立の日における貸借対照表

単位：百万円

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	100	流動負債	0
現預金	100	固定負債	0
		負債合計	0
固定資産	0	(純資産の部)	
有形固定資産	0	資本金	50
		資本剰余金	50
無形固定資産	0	資本準備金	50
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	0
投資その他資産	0	利益準備金	
	0	その他利益剰余金	
		純資産合計	100
資産合計	100	負債純資産合計	100